

作業環境測定法施行規則第3条の3第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める要件（案）及び作業環境測定法施行規則第5条の2の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（案）に関する意見募集の結果について

令和8年7月29日
厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課

作業環境測定法施行規則第3条の3第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める要件（案）及び作業環境測定法施行規則第5条の2の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（案）について、令和8年6月12日（金）から同年7月11日（土）まで御意見を募集したところ、19件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	公益社団法人日本作業環境測定協会認定オキュペイショナルハイジニスト又は国際オキュペイショナルハイジニスト協会（IOHA）の国別認証を受けている海外のオキュペイショナルハイジニスト若しくはインダストリアルハイジニストの資格を有する者は第二種作業環境測定士になることができるとのことであるが、この者たちに法第65条第1項に定める作業環境測定にかかる特有の業務、例えばデザインや、デザインされた測定点における検知管を用いた測定などの実施は可能なのか。	公益社団法人日本作業環境測定協会が認定するオキュペイショナルハイジニスト又は国際オキュペイショナルハイジニスト協会の認証を受けている外国にある機関が認定するオキュペイショナルハイジニスト、インダストリアルハイジニスト等の資格を有する者（以下「オキュペイショナルハイジニスト等」という。）であることのみをもって第二種作業環境測定士となる者は、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングに限り実施することができる第二種作業環境測定士となるため、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリング以外は実施できません。

2	リスクアセスメントの為の個人ばく露の測定については、第二種作業環境測定士のような外部リソースに頼ることなく測定を実施できるようにしてほしい。 特に、パッシブタイプのように簡易な測定機器を使用する個人ばく露測定については、第二種作業環境測定士までの資格は不要だと考えられる。	労働者の身体に試料採取機器を装着して行う測定であっても、簡易的又は予備的な測定等、一定の測定精度が求められない測定については、作業環境測定である個人ばく露測定には該当せず、作業環境測定士による測定が義務付けられるものではありません。このように、ご指摘のような簡易測定機器による測定は、簡易的な測定であり個人ばく露測定には該当しませんので、作業環境測定士の資格は必要ありません。 なお、リスクアセスメントの手法には、個人ばく露測定以外にも様々な手法が存在するため、個人ばく露測定を行うかどうかは事業者により判断されるものです。安衛法第65条の3第3項の規定により、事業者の判断によりリスクアセスメントの手法として個人ばく露測定を選択した場合には、作業環境測定士等による実施を義務付けるものです。
3	自社測定でも、意見募集時の概要における「2. 改正等の概要」にある厚生労働大臣が定める要件を満たさない第一種作業環境測定士は、分析を行うことができないということになるのか。	リスクアセスメントにおいてリスク見積もりのために行う個人ばく露測定において分析を行うことができるのは、当該分析の方法が作業環境測定士講習の内容に含まれる場合には、当該区分の登録を受けた第一種作業環境測定士に限られます。また、第一種作業環境測定士が適切に選定した分析の方法が当該講習の内容に含まれない場合は、当該分析に必要な機器を有し、かつ、適切に分析できる能力を有する第一種作業環境測定士が当該分析を行うことが必要です。

		なお、一級化学分析技能士の試験科目に含まれる分析方法により自社で採取された試料の分析を行う場合には、自社に所属する一級化学分析技能士が、第一種作業環境測定士が分析ごとに指定する分析方法により、当該作業環境測定士が行う分析の業務を補助することができます。
4	第一種作業環境測定士として登録を受けているが、個人ばく露測定講習規程による講習を令和8年10月1日までに受講し修了試験に合格していない場合、オキュペイショナルハイジニスト等の資格を有する者であっても、令和8年10月1日以降は個人ばく露濃度測定を行えないと解することになるのか。	第一種作業環境測定士として登録を受けている者であって、オキュペイショナルハイジニスト等の資格を有するものは、ご指摘の講習を受けずとも、令和8年8月1日以後、個人ばく露測定を実施できる区分について作業環境測定士登録証の書換えを受けることで、令和8年10月1日以降においても個人ばく露測定を実施することができます。
5	令和6年4月1日付けおよび令和7年10月1日付けで濃度基準値が設定された物質の分析が可能な作業環境測定機関一覧に名前、物質名を挙げている測定機関であっても、分析の方法が登録講習の内容に含まれる区分の登録を受けている第一種作業環境測定士が在席しない場合は、当該分析を行うことはできなくなるのか。	労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号。以下「改正法」という。）等が施行される令和8年10月1日以降、リスクアセスメントにおけるリスク見積もりのために行う個人ばく露測定については、分析の方法が作業環境測定士講習の内容に含まれる場合には、当該分析方法が当該講習の内容に含まれる作業場の種類について登録を受けている第一種作業環境測定士でなければ分析の業務ができないことになり、また、第一種作業環境測定士が適切に選定した分析方法が作業環境測定士講習の内容に含まれない場合には、当該分析に必要な機器を有し、かつ、適切に分析できる能力

		を有する第一種作業環境測定士でなければ当該分析を行うことができないこととなります。 なお、厚生労働省ホームページで公開している「濃度基準値が設定された物質の分析が可能な作業環境測定機関一覧」については分析可能な物質名等の情報について適宜更新してまいります。
6	分析を業としている事業場では、分析の結果について責任をもって業としていることから、分析精度は担保されていると考える。第一種作業環境測定士のみ分析をさせることに限定する必要はないのではないか	リスクアセスメントにおいてリスク見積もりのために行う個人ばく露測定に係る分析については、その結果に基づいて呼吸用保護具を選択するものであり、当該測定において測定精度を担保する必要があることから、作業環境測定士による実施を義務付けるものです。
7	改正の概要では、『指定作業場』において行う作業環境測定における分析者の資格であると読めるが、健康障害の防止のための措置等に当たって行う作業環境測定では、『指定作業場』以外での測定となることも多く、改正の概要で示している分析が、安衛法第65条の3第3項による測定試料の分析であることを考えると、改正の概要が指定作業場であることを除外しておくことが好ましいと考える。	改正法による改正後の労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「改正後安衛法」という。）第65条の3第3項の規定により行う作業環境測定（リスクアセスメントのために行う作業環境測定）が、個人ばく露測定である場合における当該作業環境測定を行う作業場については、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和8年政令第196号）による改正後の作業環境測定法施行令（昭和50年政令第244号）第1条第2項第3号において、新たに指定作業場に指定されます。よって、本告示の分析方法は指定作業場における分析に限られることから、意見募集時の告示案の概要から指

		定作業場を除外する必要はありません。
8	オキュペイショナルハイジニストは日本の作業環境測定法に基づく個人ばく露測定ができるとは言い切れない。 令和8年度中間とりまとめで引用された令和5年度中間とりまとめでは、個人ばく露測定が法定測定として制度化される前提はなく、制度前提の差異を考慮すべきである。 オキュペイショナルハイジニストに対して個人ばく露測定の知識と技術を保管する仕組みが必要。 ハイジニストは労働衛生管理の高度専門職であり「作業環境測定士の業務の一部を担うことが出来る人」と矮小化された認識が広まらないように配慮をお願いする。	オキュペイショナルハイジニスト等であることのみをもって第二種作業環境測定士となる者は、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングに限り実施することが出来る第二種作業環境測定士となります。 オキュペイショナルハイジニスト等は、すでに厚生労働省の定める化学物質管理専門家と同等以上の能力を有するものと認められておりますので、その趣旨を周知してまいります。
9	本案において、登録講習の内容に含まれない分析方法を用いる場合の「適切に分析できる能力」については、具体的な確認基準を明記すべきである。 対象物質に応じた分析法の妥当性、検量線の作成、ブランク管理、定量下限、検出下限、添加回収率、前処理方法、標準物質の管理、測定不確かさ、クロスチェック、外部精度管理への参加、分析記録の保存などを要件として明確化すべきである。 特に、登録講習に含まれない分析方法を使用する場合には、当該分析方法に関する標準作業手順書、対象物質または類似物質の分析実績、使用機器の校正記録、精度管理記録を備えていることを要件とすべきである。	国家資格である第一種作業環境測定士は、一定の能力を有することを前提としており、登録講習に含まれない分析方法を用いる場合も含め、当該作業環境測定士が自ら判断し分析を行う必要があります。 「適切に分析できる能力」の具体的な確認基準については、物質ごとに異なることから告示等にて定めることは困難ですが、分析機器ごとの留意点等については、順次 Q&A 等でお示しすることといたします。

	分析能力については客観的に確認できる基準を設けることを求める。 技術上の指針に分析方法が定められていない化学物質について、第一種作業環境測定士が分析方法を選定する場合、その選定理由、参考文献、適用範囲、対象物質への妥当性、定量下限、検出下限、妨害物質の有無、前処理方法、精度管理方法を文書化すべきである。 分析方法の選定に当たっては、国内外の公定法、標準法、学術的に確立された方法、または十分な妥当性確認が行われた方法を優先することを明記すべきである。	
10	本案において、作業環境測定士、オキュペイショナルハイジニスト、補助者等の責任範囲を明確にすべき。 補助者の業務範囲、指揮命令関係、記録作成義務、責任者による確認方法を明確に定めるべきである。 また、測定結果や報告書には、サンプリング担当者、分析担当者、確認者、最終責任者を記録し、事後検証できるようにすべきである。	オキュペイショナルハイジニスト等は、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングに限り行うことができる第二種作業環境測定士となることができます。 サンプリングの業務の補助者は、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングを行うことができる区分について登録を受けた作業環境測定士の指定する方法により、サンプリングを行います。また、分析の業務の補助者は、第一種作業環境測定士が分析ごとに指定する分析方法により、当該作業環境測定士が行う分析の業務を補助します。作業環境測定士が補助者に対してサンプリングごとにその方法を指定する場合や、補助者が作業環境測定士に対して報告をする場合に用いる標準的な報告様式、補助者の業務内容等は、今後通達でお示しします。

11	本案において、オキュペイショナルハイジニスト等を活用する場合には、日本の労働安全衛生法令、作業環境測定法、化学物質管理制度への適合性を確認する基準を設けるべきである。 日本国内の事業場に対して測定結果を説明し、事業者が適切な改善措置を講じられるようにするため、日本語での記録作成、報告書作成、説明能力についても確認すべきである。	オキュペイショナルハイジニスト等が個人ばく露測定を行うに当たっての、十分な知識や経験を有することについては、オキュペイショナルハイジニスト等に関する国際組織である国際オキュペイショナルハイジニスト協会（IOHA：International Occupational Hygiene Association＝英国政府登録の公益社団法人）が、各国のハイジニスト育成プログラムを審査し、プログラムを認証(certify)することで担保されており、国別に認証されています。 個人ばく露測定自体は国別による大きな違いはなく、IOHAによる国際認証を得ているオキュペイショナルハイジニスト等の資格を有する者であれば、日本における個人ばく露測定制度への適合も担保されるところと考えております。 作業環境測定の記録作成、報告書作成等については、日本語でなければならないという規定はありませんが、通常、事業場は日本語による報告等を求めるものであるところ、当該日本語による報告等に海外のオキュペイショナルハイジニスト等が対応できるよう、当該者が所属する作業環境測定機関等が支援を行うことが想定されるため、海外のオキュペイショナルハイジニスト等の日本語での業務対応力等を改めて行政が確認する必要はないと考えています。
----	--	--

12	本案において、測定結果の保存、トレーサビリティ、事後検証の仕組みを整えるべきである。 具体的には、サンプリング条件、採取日時、採取場所、作業内容、使用機器、分析条件、前処理方法、校正記録、精度管理記録、標準物質情報、検量線、ブランク、定量下限、分析担当者、確認者、報告書作成者、最終責任者を記録し、一定期間保存することを求める。	作業環境測定法施行規則（昭和50年労働省令第20号）第62条第1項において、作業環境測定機関は、作業環境測定を行ったときは、当該作業環境測定を行った作業場の名称及び所在地、測定年月日、当該作業環境測定を実施した作業環境測定士の氏名、測定方法並びに測定結果を記載した書類を作成し、三年間保存しなければならないことが規定されており、また、同条第2項において、機器を用いて分析を行った場合において、当該分析に伴いチャートその他の資料を作成したときは当該資料とともに保存しなければならないこと等が規定されております。
13	本案において、専門家の活用拡大が、事業者の責任軽減につながらないことを明確にすべきである。 専門家の活用範囲を広げること自体には意義がありますが、それが事業者の責任回避や形式的な測定実施に利用されるべきではありません。信頼できる測定結果に基づき、事業者が確実に改善措置を講じる制度設計を求める。	労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第577条の2の規定等において、リスク低減措置の実施、ばく露の程度の低減のための呼吸用保護具の適正な選択、着用等については、事業者の責任で行わなければならないことが明確に規定されております。
14	濃度基準値設定物質ではないリスクアセスメント対象物質について分析方法を確認する場合、その他に分析方法を確認する情報として推奨されるものをご教示頂きたい。 整備省令案において、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて十分な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定める者で	参考となるものとしては、例えば、アメリカ国立労働安全衛生研究所（NIOSH）、米国安全衛生庁（OSHA）、英国健康安全庁（HSE）等の情報が考えられます。 「個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて十分な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定める者」は本告示において規定している「公益社団法人

	あって、作業環境測定士として登録を受けていないものとして、「公益社団法人日本作業環境測定協会認定オキュペイショナルハイジニスト又は国際オキュペイショナルハイジニスト協会（IOHA）の国別認証を受けている海外のオキュペイショナルハイジニスト若しくはインダストリアルハイジニストの資格を有する者を定める。」としているが、それ以外に厚生労働大臣が定める者に該当する者は想定されるか。	日本作業環境測定協会が認定するオキュペイショナルハイジニスト又は国際オキュペイショナルハイジニスト協会の認証を受けている外国にある機関が認定するオキュペイショナルハイジニスト、インダストリアルハイジニスト等の資格を有する者」のみです。
15	作業環境測定士および評価者の資格要件緩和や合理化を進める本改正案に対し、労働現場の安全確保を形骸化させ、職業病を再発させるリスクがあるため反対する。利便性よりも労働者の生命を最優先とした厳格な要件の維持を強く要望する。	これまで個人ばく露測定については、作業環境測定基準（昭和 51 年労働省告示第 46 号）や測定実施者の限定がなく、測定精度を担保する仕組みがない部分がありましたが、改正法をはじめとする今回の法令改正により、個人ばく露測定を行う場合には作業環境測定基準に従って測定しなければなくなり、また、作業環境測定士による個人ばく露測定の実施が義務付けられることとなり、個人ばく露測定の精度が担保されることとなります。 また、個人ばく露測定に係るサンプリング又は分析の業務を補助する者についても、サンプリング補助者講習を修了した者及び一級化学分析技能士に限定しており、また、当該サンプリングについては、作業環境測定士の指定する方法等により作業環境測定士の業務を補助することとしているため、作業環境測定士の資格要件の緩和にはならないと考えております。

※上記のほか、本案に賛成いただく旨の御意見を計 1 件いただきました。